

臨時福祉給付金の申請について

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810
専用ダイヤル ☎ 52-2002 (9月24日以降)

昨年度と同様に、「臨時福祉給付金」の支給を実施します。支給要件に変更はありませんが、今回の給付額は1人につき6,000円です。支給要件、申請方法、申請期間は次のとおりです。

◇支給額

支給要件を全て満たす人に、一律6,000円
(1回限り)

◇支給要件

- ①平成27年1月1日に田布施町に住民登録があること
- ②平成27年度の住民税(均等割)が課税されていないこと
- ③平成27年度の住民税が課税されている人の扶養親族(注)になっていないこと

(注)本給付金で確認する「扶養親族」とは、確定申告書や住民税申告書、源泉徴収票などに扶養親族として申告された人や、青色事業専従者および白色事業専従者の人をいいます。なお、16歳未満の人を税の申告において扶養親族としていない場合でも、生計を一とし、他の人の扶養親族でなければ本給付金の申請においては扶養親族とみなします。

※生活保護の受給者は支給対象となりません。

◇申請方法

支給要件に該当すると思われる人には、9月18日(金)以降、申請書を送付します。必要事項をご記入のうえ、添付書類(注)を添えて、町役場臨時福祉給付金窓口に提出されるか、返信用封筒で郵送してください。

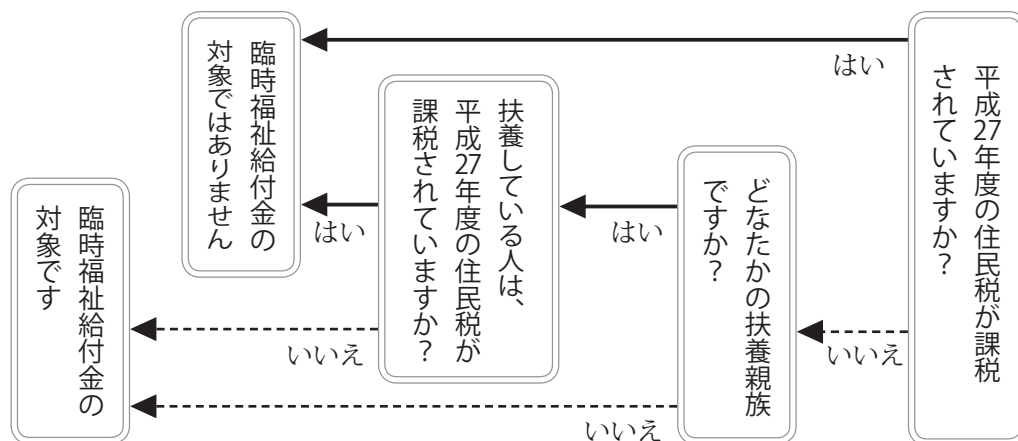
(注)添付書類：対象者全員の、住基カード、運転免許証、保険証、年金手帳などいずれかの写し

※支給要件に該当すると思われる人で申請書が届かない場合は、町役場臨時福祉給付金専用ダイヤル(☎52-2002 開設期間：9月24日～12月25日)へお問い合わせください。

※支給要件について、全部確認ができない人についても申請書を送付します。しかし、申請しても支給要件に該当しない場合は、給付金の支給を受けられません。ご了承ください。

◇申請期間

9月24日(木)～12月25日(金)(消印有効)



対象者かどうかは、こちらでご確認ください。

9月は健康増進普及月間です

統一標語

「1に運動、2に食事、
しっかり禁煙、最後にクスリ」
～健康寿命の延伸～

秋になるとよく耳にする、
〇〇の秋。スポーツの秋、読書の秋：皆さんは何を思い出しますか？わたしのオススメは「田布施の秋」です。
今年は、田布施町合併60周年。秋には多くのイベントが控えており、11月には記念式典も行われます。この折に田布施をより深く知っていただき、皆さんが今以上にこの町を愛してくださればうれしいなと思っています。
(食欲の秋は避けたい広報担当)

広報のお話 vol.4